

令和2年6月12日

保護者の皆様へ

東村山市 子ども家庭部
保育幼稚園課長 田口 輝男
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に伴う育児休業からの復職期限及び利用者負担額（保育料）について

日頃より当市の保育行政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、下記のとおり、育児休業からの復職期限及び利用者負担額（保育料）の変更についてお知らせいたします。

記

1. 育児休業からの復職期限についての変更内容

令和2年4月1日、5月1日及び6月1日に認可保育所等に入所した児童の保護者が、育児休業を取得している場合の、育児休業からの復職期限について、当市から実施する登園自粛要請期間（家庭保育の協力依頼期間）の終期から起算し、30日を経過した翌日までとします。

例：令和2年6月20日までが要請期間（家庭保育の協力依頼期間）である場合には、7月20日まで。

※復職後2週間以内に復職証明書を提出する点については変更ありません。

【対象者】

令和2年4月1日、5月1日及び6月1日入所者の保護者全て

※対象となるために市へ提出する資料はございません。

2. 利用者負担額（保育料）についての変更内容

令和2年3月1日から6月30日までに、保育の提供を受けない日が1日以上あった場合には、登園日数に応じた日割り計算を適用します。

※金額の詳細な計算方法等については、6月中旬に予定しております、利用者負担額（保育料）決定通知の送付と併せてご案内いたします。

【対象者】

令和2年3月1日から6月30日に認可保育所等に在籍する児童の保護者全て

※対象となるために市へ提出する資料はございません。

問い合わせ先

東村山市子ども家庭部保育幼稚園課認定係

042-393-5111(代) 内線 3194～3195

以上